(第1面)

#### 産業廃棄物処分業許可申請書

 $u_{
m F}$ 年 日

受付時に記入

茨城県知事 大井川 和彦 殿 住所等は,個人が申請する場合は住 民票のとおり記載すること 法人が申請する場合は履歴事項全 部証明書のとおり記載すること

申請者

郵便番号 310 8555

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6

氏 名 茨城産廃株式会社 代表取締役 茨城 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 029-301-3033

■産業廃棄物の処分方法の記載

- ■産業廃棄物の種類の記載
- ■廃プラスチック類, ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器くず, がれき 類については, 石綿含有産業廃棄物を 「除く」又は「含む」の記載
- ■更新許可申請の場合は, 従前の許可証 のとおり記載すること

関係 可を受けたいので、

Vi図面を添えて申<u>請します。</u> 破砕: 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。), 金属くず 以上2種類

ℯ≄第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許

埋立: 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。), がれき類(石綿 含有産業廃棄物を含む。)

以上3種類

いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。

事務所及び事業場の所在地

事業の範囲(処分の方法ごとに区

分して取り扱う産業廃棄物の種類

廃棄物が含まれる場合は、その旨

を含む。)を記載すること。)

(当該産業廃棄物に石綿含有産業

事務所 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号 029-301-3033

事業場 茨城県水戸市笠原町978番25 電話番号 029-301-7100

〇〇施設

設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 処理能力 OOt/日(O時間) 許可年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇〇〇〇〇

(施設ごとに種類、設置場所、設置 年月日、処理能力、許可年月日及 び許可番号(産業廃棄物処理施設 の設置の許可を受けている場合に 限る。)を記載すること。)

事業の用に供するすべての施設

〇〇最終処分場

設置場所 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 埋立地の面積 〇〇〇〇㎡ 埋立容量 〇〇〇〇㎡ 設置年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 許可番号 〇〇〇〇〇

保管を行う場合には、保管を行う すべての場所の所在地、面積、保 管する産業廃棄物の種類(当該産 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が 含まれる場合は、その旨を含む。)、 処分等のための保管上限及び積み 上げることができる高さ

所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地 面 積 〇〇平方メートル 廃棄物の種類 廃プラスチック類 金属くず

事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要

破砕. 埋立 詳細は別添「事業計画概要書」のとおり

**※** 事 務 処 理 欄

(日本工業規格 A列4番)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を		都道府県・市名			許可番号(申請中の場合には、申請   年月日)		
					0090%%%%%		
		群馬県			0100%%%%%		
有している場合はそ   可番号(申請中の場					申請中		
日間を日間中の場合は、申請年月日)	, L. (C	千葉県			(令和○○年○○月○○日申請)		
197 July 191					(月和〇〇千〇〇月〇〇日午頃)		
申請者(個人である場	<u></u> 合)	- 許可が	複数ある	場合に	は、別紙に一覧表を添付しても可。		
(ふりがな)	1.1.				本籍		
氏名	性別	生 年	月日		<u>本</u> 籍 <u> </u>		
					771		
	男·女				履歴事項全部証明書の		
(法人である	場合)			Į.	記載のとおり		
	がな	)					
名名	か 称						
いばらきさんばいかぶしきがいし							
茨城産廃株式会社		_	茨城県2	k戸市:	笠原町978番		
法定代理人(申請者が	法第14	条第5項第	2号ハに麸	見定す	る未成年者である場合)		
(ふりがな)	性別	生 年	月日		本籍		
氏 名	1生为1	生年	月日		住		
	<b>#</b> 4-						
	男·女						
	<b>#</b> 4-						
	男·女						
	<b>H</b> . +-						
	男·女						
役員(申請者が法人で	ある場	;合)					
(ふりがな)	Let Het	生年	月日		本籍		
氏 名 名	性別	役職名			住所		
いばらき たろう	<b>同</b> 4	昭和11年		茨城	県水戸市笠原町978番6		
茨城 太郎	男·女	代表取締		同上			
いばらき じろう	■ 4	昭和22年			県土浦市真鍋5丁目17番		
茨城 次郎	男·女	取締役			県土浦市真鍋5丁目17番26号		
いばらき はなこ		昭和33年	3月3日		県常陸太田市山下町4119番地		
茨城 花子	男·女	監査役			県筑西市二木成615		
	男・女						
) 10 23 2 d UI F		出出。					
ふりがなや性別		製御和					
がないようする	こと。	厂	住民 住民	票の記	2載どおり記入すること。		
	男・女		<u> </u>	目2番	昏を $1-2$ などと記載しないこと。 $\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$		
	刀 女						
	男·女						
	刀 女						
	男·女						
	刀 女						
	男·女						
	刀、从						
	男·女						
	刀 女						

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数			1,000株		出資の額	1,000万円
(ふりがな)	性別	生年月日		保有する株式の数 又は出資の金額		籍
氏名又は名称			割	合	住	所
<sup>いばらき</sup> たろう <b>茨城 太郎</b>	男·女	昭和11年	500株		茨城県水戸市:	笠原町978番6
みと かずお		11月11日 昭和44年	50% 300株		同上 - 茨城里袋田市:	<u></u> 鉾田1367番地の3
水戸 一男	男·女	4月4日	30%		同上	呼出1007亩20070
かぶしきがいしゃ		代表取締役	200株			
いばらきしょうかい 茨城商会	男·女	0000	20%		茨城県水戸市笠原町978番25	
100分の5未満の額である株主又は       出資をしている者については記載       法人にあっては履歴事項         不要です。       全部証明のとおり記載						
う第6条の10に規	定する	使用人(申請	者に当該使	用人がある	る場合)	
(ふりがな) 氏 名	1/2	生 生別 往 程 程 程 第 2	<ul><li>月 日</li><li>名・呼称</li></ul>	本 住		籍 所
	男	引・女				
	男	引·女				
	政令6条の10に規定する使用人         がいる場合記載し、住民票、登         記されていないことの証明を提					
1		引·女	出すること			

#### 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、 該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例によ り作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

男·女

男・女

#### ※手数料欄

## 事業計画概要書

#### 1. 事業計画の全体計画

顧客からの要望により産業廃棄物の処分事業を行いたく、今回許可の申請をいたします。 処分業に当たっては廃棄物処理法等を遵守し、処分行為を行います。

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量

具体的な排出事業者の名称及び所在地 (代表的なもの1つで可。番地含む)を 記載すること。

	産業廃棄物 の 種 類	処分量 (t/月 又は㎡ /月)	性状	予定排出事業者の 名称及び所在地	方法	下   たたカル (元本)の名   称)及び所在地 (処   分場の名称及び所在   地)
1	廃 プラスチック 類 (石綿含有産業 廃棄物を除く)	50 t /月	固形	(株)〇〇工業 茨城県水戸市〇〇	破砕	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
2	金属くず	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	破砕	(株)〇〇環境 茨城県笠間市〇〇
3	廃プラスチック 類(石綿含有産業 廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
4	ガラスくず・コン クリートくず及 び陶磁器くず (石綿含有産業 廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
5	がれき類 (石綿含有産業 廃棄物を含む)	50 t /月	固形	(株)〇〇建設 茨城県日立市〇〇	埋立	
6		有産業廃棄記載するこ	物を含む場 と。	合にはそ		
7						
8						

備考 取扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要 (1)中間処理施設	
処理施設の種類	破砕施設
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付 を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
処理能力	〇〇 t /日(8 時間)
廃棄物の種類	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 金属くず
処理施設の処理方式及び施設 の概要	処理方式 破砕 概要 ジョークラッシャー,振動篩い,ベルトコンベア
環境保全設備の概要	破砕によって生ずる粉塵の周囲への飛散を防止するため破砕機及び振動篩い、ベルトコンベアの3箇所に散水装置を設置する。 騒音・振動・粉塵防止のため、振動篩いは屋内に設置する。 保管施設は、粉塵飛散防止のため散水施設を設置する。

3. 施設の概要 (2)最終処分場	
最終処分場の種類	安定型最終処分場
設置場所	茨城県水戸市〇〇町〇〇番地
設置年月日 (使用前検査結果通知の日付 を記載すること)	〇〇年〇〇月〇〇日
最終処分場の規模等	埋立面積:10,000 平方メートル 埋立容量:30,000 立方メートル 残容量:26,000 立方メートル
廃棄物の種類	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。), がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
構造及び設備の概要	構造 安定型最終処分場 設備の概要 バックホー 3台 埋立, 混合, 締め固めのために使用 ホイルドーザー 1台 展開検査のために使用
放流水の水質等	異常なし ※維持管理基準に定められている項目について基準値を満足していない場合は記載すること
環境保全設備の概要	粉塵の飛散防止のため散水、覆土、重機による締め固めを行う。

4. 処分業務の具体的な計画(処分業務を行う時間,休業日,組織及び従業員を含む。)

#### (1)施設ごとの用途

• 破砕施設

廃プラスチック類及び金属くずを保管施設から投入ホッパーに投入し、振動篩いにより分別し、ベルトコンベアで所定の置場に保管する。

• 埋立処分施設

搬入された産業廃棄物は、処理場内の展開検査場所において、安定型以外の廃棄物が搬入されていないことを確認した後、埋立処分する。安定型以外の廃棄物は返却する。

埋立てにあたっては、十分覆土し、締め固めを行う。

石綿含有産業廃棄物の埋立てを行う場合には、一定の場所において、石綿含有産業廃棄物が分散しないようにし、埋立地外へ飛散及び流出がしないように表土を土砂で覆う。

#### (2) 処分業務を行う時間

月曜日から金曜日午前9時から午後5時まで

#### (3) 休業日

土日, 祝祭日

従業員数内訳

役員や他の従業員を兼任している 場合には、括弧書き等でその旨が 分かるように記載すること。

					和〇〇年	<u> </u>	3現在
申請者又 は申請者 の登記上 の役員	政令 6 条の 10 で準用する第 4 条の 6 に規定す る使用人	相談役,顧 問等申請 者の登記 外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
<b>3</b> 人	<b>0</b> 人	<b>0</b> 人	(役員 1 人兼任) <b>2</b> 人	5 人	<b>5</b> 人	<b>営業</b> 5 人	19 人

#### 5. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

粉塵等の発生防止のため、散水設備により散水しながら中間処分を行い、散水に使用する水 は、場内水を処理した再生水を使用し、事業所外には排出しない

※中間処理施設に応じて発生が予想される水質、騒音、振動、悪臭等の生活環境保全のための措置について記載すること

#### (2) 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発生しないよう留意し、保管に伴い汚水が生じる場合にあっては、公共水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝などを設けるとともに、底面をコンクリート舗装している。

また、適正保管量を超えないようにするよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が 生じないうちに搬出し、保管場所には、ネズミ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないよう清潔 保持に心掛ける。

#### (3) 最終処分場において講ずる措置

飛散流出防止のための措置として重機による廃棄物の踏み固め、覆土を十分に行う。

安定型廃棄物以外の廃棄物が混入しないため、搬入後、展開検査を実施する。展開検査場所 は底面をコンクリート舗装し、発生した汚水等による地下浸透防止措置を講ずる。

定期的に浸透水及び処分場周縁の2箇所の地下水について水質検査を行い、水質に異常が認められた場合は、産業廃棄物の投入を停止し、原因究明及び適切な改善措置を講ずる。

#### (4) その他

各種産業廃棄物の取扱い上の注意や不足事態の発生時における対応の仕方を日頃から教育, 訓練により従業員に周知徹底を図っている。

また、定期的に勉強会等を行い、法律、基準、廃棄物処理の適正処理等の知識向上に努めている。

# LI 八公の女坐成者県のHITH上江

処分後の産業廃棄物の処理方法					
処分後の産業廃棄物の 種類	破砕に伴い発生する廃プラスチック類及び金属くず				
発生量(t/月又はm³/月)	100kg/月				
数理方法 型理方法	自己処理	(処分場所)			
	<b>禾</b> 老加 珊	(処分業者名) <b>〇〇環境㈱</b>			
	X 11/C/T	(所在地) <b>茨城県笠間市〇〇町〇〇番地</b>			
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 (該当するものに○を付けてください)  具体的な方法 破砕に伴って発生する金属くずは、自社の保管場所に保管し、売却できるものは○○金属㈱(所在地:○○県○○市○○町○○番地)に売却する。 破砕に伴って発生する廃プラスチック類及び売却できない金属くずは、上記の○○環境㈱で埋立処分する。				

## 施設の付近の見取図

<u>所在地 茨城県水戸市〇〇町〇〇番地</u>

所在地の住所を 記載すること

面 積 1,000 平方メートル

見 取 図

### 注意事項

- ・住宅地図の貼付でも可
- ・インターネットから入手した地図の貼付でも可
- ・施設が複数ある場合はそれぞれの見取図を貼付すること
- ・事務所、事業所の近くに目印となる建物等がある場合は名 称を記載すること

施設内配置図

### 注意事項

- ・施設内部の配置図を記載すること
- 入り口、建屋などがあれば記載すること
- ・施設が複数ある場合はそれぞれの配置図を貼付すること
- ・破砕機、焼却炉等の施設の配置場所を明確に示すこと

		資	金	計	画	書
	内訳				<u></u>	
	の開始に要する資 総額					
	土地					
	事務所					
	中間処理施設					
	最終処分施設					
	自己資金					
	借入金					
	(借入先名)					
調						
達						
	その他					
方	増資					
法						
備考	資金の総額及び調	達方法の内	訳につい	`ては,		<u>国に応じ適宜変更す</u> ること こに資金を必要と <del>─────</del>
						- に貝金を必要と

新たに資金を必要としない場合の理由

記載してください

例:既に処理施設等を保有しており新たな資金は必要としないため。

## 資産に関する調書 (個人用)

令和 年 月 日現在

資産の種別	内容	数量	価格,金額(千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
	資 産 合 計		
負債の種別	内容	数量	価格,金額(千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債 合 計		

産業廃棄物処理業に直接の関係ない資 産や負債についても記載すること。

例:建設業でのみ使用している車両 住宅ローン等の借入金

## 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者の住所氏名等を記載すること申請者

住 所 茨城県水戸市笠原町978番6 氏 名 茨城産廃株式会社

代表取締役 茨城 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

茨城県知事 大井川 和彦 殿